

パブリックコメント実施要項

「八千代市こども計画（素案）」へのご意見をお寄せください。

令和２年度から計画期間５年の「第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画」が、令和６年度末をもって終期を迎えることから、このたび令和７年度からの５年を１期として、保育サービスや各種の子育て支援事業等、こどもに関する幅広い分野の施策等を定めた「八千代市こども計画」の素案を取りまとめました。

つきましては、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、この計画（素案）に対する意見募集を実施いたしますので、皆様のご意見をお聞かせください。

- 1 案件の名称 「八千代市こども計画(素案)」
- 2 提出者区分
 - ①市内に住所を有する方
 - ②市内に事務所・事業所を有する方
 - ③市内に通勤・通学している方
 - ④本件に利害関係のある方
- 3 提出方法 原則として、書面または市ホームページのパブリックコメントの意見募集にあるリンクから提出してください。また、書式は問いませんが、「八千代市こども計画(素案)について」と表題を明記のうえ、提出者区分、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、法人・団体名、代表者名及び所在地）を必ず記入してください。
- 4 提出期間 令和７年１月７日（火）から令和７年２月６日（木）まで
- 5 提出先
 - ①持参 八千代市役所子育て支援課（平日 午前８時３０分～午後５時）
 - ②郵送 〒276 - 8501八千代市大和田新田312 - 5 子育て支援課宛
 - ③ファクス 047 - 482 - 9094
 - ④ちば電子申請サービス
- 6 提出された意見の取扱い

提出された意見を十分に考慮したうえで、計画案を作成します。

また、いただいた意見の概要と、その意見に対する市の考え方、素案の修正を行なった場合は、その修正内容を公表します。

ただし、八千代市情報公開条例第７条に規定する不開示情報が含まれているときは、当該情報を除いて公表するとともに、収集した個人情報については十分に注意し、特定できるような内容は掲載しません。

なお、いただいた意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。

7 問い合わせ先

八千代市子ども部子育て支援課 電話 047 - 421 - 6751